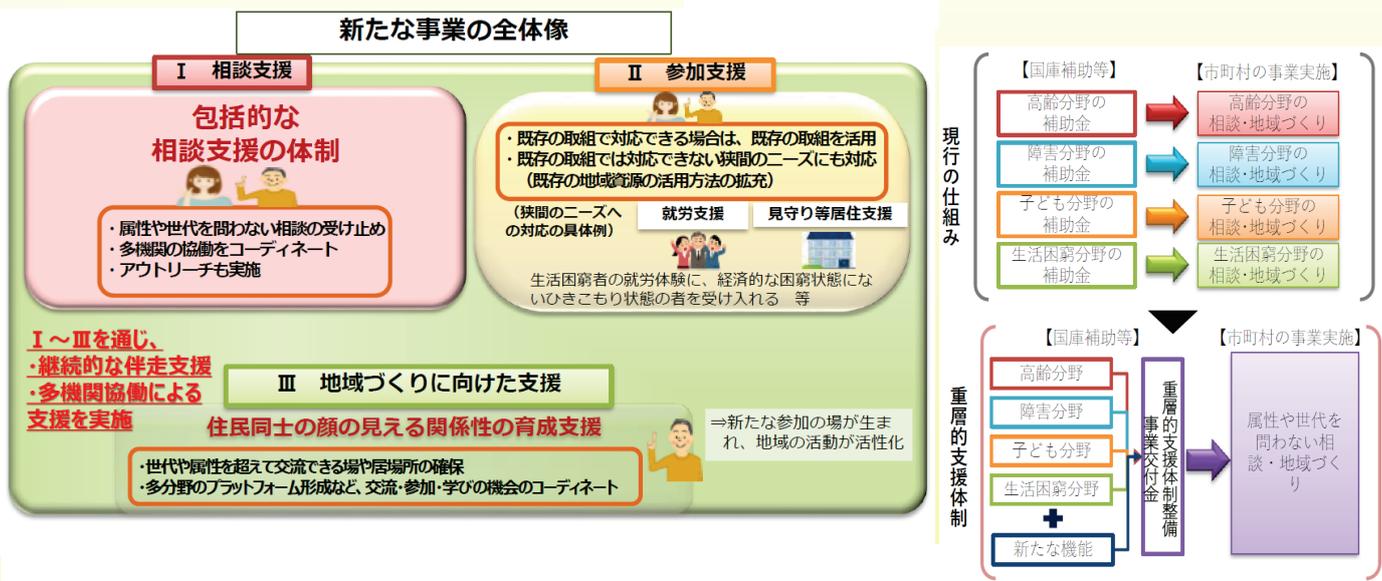


重層的支援体制整備事業 (市川市よりそい支援事業)のあらまし

重層的支援体制整備事業の創設

令和3年4月、国は地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う、市町村の新たな任意事業(重層的支援体制整備事業)を社会福祉法に創設。



重層的支援体制整備事業は5つの事業で構成

事業名(根拠条文)	社会福祉法の規定(一部追記、簡略化)
1 包括的相談支援事業 (法第106条の4第2項第1号)	地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業 イ【介護】地域包括支援センターの運営 ロ【障害】障害者相談支援事業 ハ【子ども】利用者支援事業 ニ【困窮】自立相談支援事業
2 参加支援事業(同項第2号)	地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業
3 地域づくり事業(同項第3号)	地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業 イ【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの(地域介護予防活動支援事業『通いの場』) ロ【介護】生活支援体制整備事業 ハ【障害】地域活動支援センター機能強化事業 ニ【子ども】地域子育て支援拠点事業 ニ【困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業
4 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(同項第4号)	地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
5 多機関協働事業(同項第5号)	複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業